

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6件
厚生年金関係	6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万8,000円、申立期間②は18万8,000円、申立期間③は10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として10万9,367円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として1万1,652円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、10万9,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、前述の資料に記されている社会保険料の合計額、申立人に係る平成 16 年度（平成 15 年分）の「所得・税額回答書」、平成 16 年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が 20 年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 30 万 8,000 円、申立期間②は 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間①及び②に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間③については、賞与が支給されたかどうか確かではないが、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立事業所の元代表清算人が提出した資料に記載されている社会保険料の合計額、申立人に係る平成16年度（平成15年分）市県民税台帳兼課税台帳、平成16年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が20年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに

前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③について、申立事業所は、前述のとおり解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答していること、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、賞与の支給及び保険料の控除について推認することができない。

また、申立人に係る平成16年分の給与所得の源泉徴収票からは、申立期間に係る賞与の支給等を推認することができない。

さらに、申立期間③について、申立人は、「賞与が支給されたかどうか確かではない。」としている上、申立事業所の元代表清算人が提出した資料には従業員の当該期間における賞与額等が記載されているところ、申立人については、当該期間に係る賞与額は「0」円と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5443

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万5,000円、申立期間②は6万5,000円、申立期間③は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立事業所の元代表精算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として7万2,849円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として7,696円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、前述の資料に記されている社会保険料の合

計額、申立人に係る平成 15 年分の課税支援システムデータ（電算上）、16 年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が 20 年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 5 万 5,000 円、申立期間②は 6 万 5,000 円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万5,000円、申立期間②は30万6,000円、申立期間③は21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として21万3,322円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として2万3,834円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、21万3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、前述の資料に記されている社会保険料の合計額、申立人に係る平成 15 年分の賦課資料（所得照会書）、16 年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が 20 年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 18 万 5,000 円、申立期間②は 30 万 6,000 円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万2,000円、申立期間②は6,000円、申立期間③は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立事業所の元代表精算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として8,580円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として855円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、前述の資料に記されている社会保険料の合計額、申立人に係る平成 16 年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が 20 年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 4 万 2,000 円、申立期間②は 6,000 円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万5,000円、申立期間②は1万6,000円、申立期間③は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として6,000円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として641円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、前述の資料に記されている社会保険料の合

計額、申立人に係る平成 16 年分の給与所得の源泉徴収票、申立事業所が 20 年に提出した元従業員に係る賃金台帳及び元従業員が提出した給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 6 万 5,000 円、申立期間②は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。